

平成 28 年第 4 回定例会 反対討論（平成 28 年 12 月 16 日）

■ 討論（しもづる）

私は、議案第九二号鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に反対いたします。

以下、理由を申し上げます。

本条例は、主に、本年度人事院勧告に沿う内容で出された県人事委員会勧告に基づき、県職員の給与等を改定するもので、必要な関係各条例の改正を一本に束ねたものであります。

私は、一般職の公務員に関する改正は妥当であると考えますが、知事並びに県議会議員の期末手当、いわゆるボーナスをふやすという箇所に反対し、以下、理由の詳細を申し上げます。

本条例では、第五条並びに第六条で、知事のボーナスをふやすため、知事及び副知事の期末手当支給条例の一部を改正するという内容になっております。

また、この改正によってふえるのは、知事のボーナスだけではありません。条例の規定により、県議のボーナスも同様にふえることとなります。

その結果、もし本条例案が可決・成立した場合には、年間の知事並びに県議会議員のボーナスは、現在は月給の三・七八カ月分のところ、〇・一二カ月ふえ、三・九〇カ月分となります。

そもそも人事院勧告並びに県人事委員会勧告は、知事、議員など特別職の職員は対象となっておりません。にもかかわらず、それに乗じて知事や議員のボーナス支給月数をふやそうとするのは、全く根拠を欠くものであります。

また、この月数は、全国各都道府県でほぼ横並びとなっておりますが、本県から率先して、政治家がみずから律する姿を全国に対し、示すべきであります。

なお、具体的には、年間で知事は十四万八千八百円、議員は九万三千六百円ボーナスがふえることとなります。今後、本県財政はより厳しい運営が予想される中、政治家だけ自動的に自分たちのボーナスをふやすということは間違っております。

また、知事に一言申し上げたいことは、知事は、本県の財政運営に対して厳しい状況にあることを認識されている一方、ドーム球場建設には並々ならぬ意欲を示しておられます。対して、御自身の給与のあり方については、九月議会の一般質問に対し、マニフェストに書いていないことを理由に、検討すら非常に消極的な姿勢を見せております。

知事、マニフェストに書いていないことはやらなくていいわけではありません。マニフェストは、県民との最低限の約束でありますので、マニフェストに書いていないことを、検討を行わないことの原因にはなりません。

また、九月議会でそのような答弁があった、その直後であるこの十二月議会に、御自身のボーナスを上げるという提案をなされたことは非常に残念であります。改めて、御自身の身の律し方、姿勢の示し方を再考すべきであることを申し上げます。

最後に、条例の提案形式について一言申し上げます。

本件条例は、今回、一般職の公務員に係るものと、知事、議員に係るものと一括で提案されておりますが、私は、これは分けて提案されるべきものと考えます。

その理由は、知事、議員に係るものと一般職の公務員に係るものでは根拠を異にするということであ

ります。一般職の公務員に関する根拠は、人事院勧告並びに人事委員会勧告でございますが、知事、議員に係るものはそれに基づくものでない以上、趣旨が異なりますので、別個で提案され、審議されるべきものであります。

以上の理由から、私は、議案第九二号鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に反対し、討論いたします。